

## 甲府市教育委員会告示第3号

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり企画提案書の提出を招請します。

令和2年6月8日

甲府市教育委員会  
教育長 小林 仁

### 1 業務名

甲府市立小中高等学校校内通信ネットワーク整備に係る調査・設計、施工管理業務

### 2 業務概要

- (1) 調査・設計業務
- (2) 施工管理業務
- (3) 通信設定及び動作性能試験業務
- (4) 完成図書の作成、提出

### 3 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日（水）まで

調査・設計業務については、令和2年8月7日（金）まで

ただし、調査・設計業務の期限については、別途協議することができるが、可能な限り早期完了が望ましいものとする。

### 4 参加資格

本企画提案に参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 甲府市の物品供給入札参加有資格者名簿に登載されていること。
- (2) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (4) 公告の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2

年を経過していること。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 甲府市の指名停止を受けている者でないこと。
- (8) 租税を完納していること。
- (9) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第6号に規定する暴力団員または、法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (10) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）を取得していること。
- (11) 甲府市と同程度の規模の官公庁（国、都道府県又は地方自治法第252条の22第1項に定める政令による指定を受けた中核市以上の規模の地方公共団体）又はこれに準ずる一般企業等において、ネットワーク設計等の業務を受託した実績を有すること。
- (12) 公共施設に係る電気設備設計等の実績を有する者を選定すること。なお、参加事業者に実績を有する者がいない場合は、同様の能力を有する者を協力者とすることができる。

## 5 企画提案書の提出期限並びに提出場所

甲府市ホームページ掲載の「甲府市立小中高等学校校内通信ネットワーク整備に係る調査・設計、施工管理業務」公募型プロポーザル実施要領を参照すること。

## 6 主催及び事務局

- ・主催者：甲府市教育委員会
- ・事務局：甲府市教育委員会 教育部 学事課  
山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号  
電 話：055-223-7322  
メール：kyogaku@city.kofu.lg.jp